

広島大学大学院人間社会科学研究科(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験
(令和7年8月実施)

問 題 専 門 科 目 [商 法]

会社法 429 条 1 項に定める役員等の第三者に対する損害賠償責任について、
本規定の趣旨と問題点を説明しなさい。

(c) 出題の意図

会社法 429 条 1 項は役員等の第三者に対する損害賠償責任を定める規定であり、その要件や趣旨が最高裁の大法廷判決により明確に示されている(最大判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁)。

本問では当該大法廷判決によって判示された趣旨や要件をまずは問うている。そこでは以下のことが明らかにされている。

- ・ 本規定の趣旨は特別の法定責任であり、民法の不法行為責任とは競合する。
- ・ 役員等が会社に対する任務を怠ったこと(任務懈怠)について悪意または重過失があれば、たとえ第三者に対する加害行為について悪意または重過失がなくても、本規定の適用がある。
- ・ 責任を追及できる損害の範囲は間接損害と直接損害の両方が含まれる(両損害包含説)。

これに対し、近年では特に学説から、間接損害と直接損害のそれぞれについて、民法上の保護を超えて債権者が保護される必要がないとして、本規定の存在意義ないし必要性について疑問が提起されており、本問ではこの点について論理的に言及できるかどうかを問うている。